

井手元JR西会長・深澤JR東会長



証人尋問への道は開いた!

国鉄1047名解雇撤回 闘争の歴史的勝利へ!



26年1月23日 裁判を前に東京高裁包囲デモに出発

動労千葉1047名 解雇撤回裁判とは

国鉄の民営化・JR発足に際する不採用の不当性を争う3度目のやり直し裁判。

JRの偽証によって司法では「JRに法的責任なし」と判断されてきた。しかし、動労千葉の組合員らは直前まで採用候補者名簿に登載されていて、急遽作られた「不採用基準」で排除・解雇されていたことが明らかに。不採用基準は明確な不当労働行為だったと最高裁で確定した。不採用基準を作ったのが旧国鉄か、JRだったのかは闇の中だった。しかし、「選別に一切関与していない」という事実をついに突きとめた。つまりJRは39年にわたり真実を隠し、偽証を続けてきたのだ。このことを突きとめ始めたのがこの裁判だ。

「3度目のやり直し」として労働委員会に提訴し、現在は東京高裁で行政訴訟が闘われている。

署名にご協力をお願いします

【発行】国鉄分割・民営化に反対し、1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動（国鉄闘争全国運動）

〒260-0017 千葉市中央区要町2-8 DC会館内 （電話）043-222-7207 （FAX）043-224-7197

東京高裁「JR設立委の不当労働行為認定か証人採用か」 「壁」は崩れた! 闘いの力で井手・深澤を法廷へ!

全国からの結集と多くの署名 闘いの力で道を切り開いた!

25年9月19日 「警備法廷撤回・大法廷開催」かちとる 第1回控訴審



25年9月19日 署名をたずさえ
東京高裁前でアピール

当初、東京高裁は第1回裁判から「警備法廷」を指定してきました。裁判が始まる前から「厳重警備」を前提にしたのです。明らかに「何一つ審理せずに結審」が狙われていました。

しかし、署名提出と抗議の申入れで警備法廷指定の撤回と大法廷での開催をかちとりました。裁判当日は全国から240人が集まり、結審することも許しませんでした。

26年1月23日 第2回控訴審

この日の闘いには全国から220人が結集。これまでJRも裁判所も、「仮にJRが不当労働行為を行っていても関係ない」と主張してきました。「除斥期間」を過ぎているから、内容に関わらず「無効」だということです。

しかし今回、裁判長は「JR設立委の不当労働行為を認めないなら証人採用」と明言しました。闘いの力で「JRが不当労働行為を行ったかどうか」認定せざるをえないところに追い込んだのです。

証人採用しないことも、井手・深澤が証言から逃げることも許されません。闘いの力で井手・深澤の証人尋問を実現しましょう。

「JR:不当労働行為を認め なければ証人採用」と明言



26年1月23日
東京高裁包囲デモ前アピールを締めくくる動労千葉・渡辺書記長

いよいよ国家的不当労働行為の
真実が暴かれる時が来た!

26年1月23日 第2回控訴審での発言より



国鉄1047名解雇当該 動労千葉・中村仁 副委員長

この裁判は、「国鉄分割・民営化は間違っていた」と言わせる裁判だ。労働者の力で勝利をかちとり、職場に絶対に戻る決意です。一緒にこの闘いを大きくしていきたい。

国鉄分割・民営化は今行われようとしている戦争への道だった。だからこそ、声を上げたし、ストライキにたちあがった。戦争へ向かおうとする高市政権を倒し、新しい社会を作る、そういう闘いにしたい。必ず勝利しよう。



国鉄1047名解雇当該 動労千葉・高石正博 特別賛

全国からの結集の力、署名の力はものすごいと思う。こんなにも力がある。私も最

後まで闘う。

皆さんの力を借りながら、今後とも頑張っていきたい。これからもよろしくお願いします。



国鉄闘争全国運動 呼びかけ人 金元重さん

今日は裁判所の周りを一周する力強いデモをやった。私は1番最初に法廷に入って裁判長の真ん前に陣取って傍聴した。

裁判の流れが変わった。次回、証人採用させられるかは、私たちの裁判の外での闘いに大きくかかっている。全国から集まり「全国運動」の名に恥じない闘いをやれたことを心からお礼申し上げたい。

弁護団からの 報告 (要旨)



○JRは30年以上の裁判で一貫して、JR設立委員会=JRの関与を隠し続けてきた。それにも関わらず、「不当労働行為の申立期間を過ぎた」(除斥期間)の一点で切り捨てるのか。

○実は24年7月、最高裁は「除斥期間」について判例を変更していた。除斥期間も当事者の主張が必要で、その主張を認めてよいかを判断しなければいけない。東京地裁判決はこの判例に違反しているという書面を提出した。

○証人採用について裁判長は、JR設立委の不当労働行為を認めるのか、争うのかと中労委(JR側)に迫った。争うなら証人を採用せざるを得ないと明言した。JR設立委の不当労働行為を法廷で明らかにするところまできた。

「国鉄1047名解雇撤回闘争」とは

「国鉄1047名解雇撤回闘争」とは、1987年の日本国有鉄道（国鉄）の分割・民営化（ＪＲ化）の際に解雇された1047名の解雇撤回を求める闘いです。国鉄・ＪＲは分割・民営化に反対する労働組合の組合員を不当に選別し、1987年2月16日に「ＪＲ不採用」＝解雇を通告しました。それ以来、39年にわたって解雇撤回を求めて闘いを継続しています。

国鉄分割・民営化は戦後最大の労働運動解体攻撃でした。当時の首相・中曽根が「国労をつぶし、総評・社会党を壊滅に追い込むことを明確に意識してやった」「お座敷をきれいにして立派な憲法を安置する」と語った通り、改憲・戦争に向けた攻撃でした。また、本格的な新自由主義攻撃が開始され、労働者の生活と雇用の破壊、社会全体の崩壊へと至る出発点でもありました。国鉄分割・民営化との闘い、国鉄闘争はまさに「今現在の攻防点」です。

井手正敬・ＪＲ西元会長、深澤祐二・ＪＲ東会長の証人尋問は裁判の最大の核心です。この2名が隠されてきたＪＲによる不当労働行為の真実を知っている人物だからです。ＪＲはこれまで裁判で30年以上、「ＪＲは一切選別していない」「仮に差別があってもＪＲの責任ではない」と主張し続けてきました。しかし、真っ赤なウソでした。私たちの闘いは、ついにこのウソを法廷でも暴き、不当解雇の責任がＪＲにあることを突きつけようとしています。

真実がすべて明らかになれば、「解雇撤回・ＪＲ復帰」以外に結論はありません。勝利への最後の、厚い「国家権力の壁」は崩れ始めました。何としても、「勝利への扉」をこじ開ける決意です。

動労総連合・中央労働委員会
命令取消行政訴訟

東京高裁宛署名

最高裁決定に基づき解雇撤回・ ＪＲ復帰、団交開催判決を求める署名

動労総連合は国鉄1047名解雇撤回を貫き闘い続けています。国鉄からＪＲへの採用に際して策定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であったと最高裁で確定しました。不採用基準の策定はＪＲ設立委員会が命じ、決定したことであり、従ってＪＲが不当労働行為責任を負うことも明らかになっています。しかし、ＪＲは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。労働委員会に申し立てたところ、中労委は事実調べ以前の調査さえ拒否して却下・棄却の命令を強行しました。労働者の団結権擁護という労働委員会の使命を放棄する暴挙です。東京地裁判決は、不当労働行為を否定できないにも関わらず、真実を隠ぺいして解雇を容認する判決でした。不当労働行為に対しては、解雇撤回・ＪＲ復帰が当然の結論です。中労委命令を取り消し、解雇撤回・ＪＲ復帰の判決を出すよう強く要請します。

お名前	ご住所